

# 城山浄水場大規模改修事業

## 実施方針

【令和3年8月3日 改訂版】

令和3年7月

上越市ガス水道局

## 《目次》

第1章 事業内容に関する事項	1
1 事業の目的	1
2 事業の内容	1
第2章 募集及び選定に関する事項	3
1 事業者の募集及び選定方法	3
2 契約の形態	3
3 募集及び選定の手順	3
4 参加資格要件	5
5 応募者の審査及び選定	7
6 落札後の手続き	8
第3章 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	9
1 想定されるサービスの水準・仕様	9
2 想定されるリスクの分担	9
3 市による事業の実施状況の監視	9
第4章 事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項	10
1 係争事由に係る基本的な考え方	10
2 管轄裁判所	10
第5章 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	11
1 事業者の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合	11
2 市の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合	11
3 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合	11
4 その他	11
第6章 その他事業の実施に関し必要な事項	12
1 債務負担行為	12
2 情報提供	12
3 応募に伴う費用負担	12
4 入札の中止等	12
5 落札者を選定しない場合	12
6 実施方針の変更	12
7 本事業に関する担当部署	12
添付資料-1 事業実施場所	13
添付資料-2 リスク分担	14

## 第1章 事業内容に関する事項

### 1 事業の目的

上越市（以下「市」という。）は、城山浄水場大規模改修事業（以下「本事業」という。）を民間事業者の経営能力及び技術的能力の活用を図るため、設計・施工を民間事業者に一括して委ねる事業手法（以下「設計・施工一括発注方式（DB方式）」という。）により実施する。これにより、既存の水処理に影響を与えることなく効率的な更新を行うとともに、将来にわたり安全で安定した水道水を市民に供給することを目的としている。

### 2 事業の内容

#### (1) 事業名称

城山浄水場大規模改修事業

#### (2) 本事業の対象となる施設の名称及び種類

名称：城山浄水場

種類：浄水場

#### (3) 事業実施場所

上越市大字灰塚字上山田920番地（「添付資料-1 事業実施場所」参照）

#### (4) 施設の管理者

上越市ガス水道事業管理者 高橋 一之

#### (5) 事業方式

本事業は、設計・施工一括発注方式（DB方式）により実施する。

#### (6) 事業期間

契約締結の日から令和8年3月15日まで（予定）

#### (7) 事業スケジュール（予定）

項目	予定時期
落札者の決定	令和4年3月
契約の締結	令和4年3月
本施設の設計・建設	令和4年3月～令和8年3月（約4年）

(8) 本施設の概要

項目	内容
浄水処理方式	高速凝集沈澱、急速ろ過方式
排水処理方式	機械脱水方式
計画1日最大給水量	51,000m <sup>3</sup>
施設概要	着水井、高速凝集沈澱池、急速ろ過池、薬品注入設備、排水池、排泥池、濃縮槽、脱水機設備、送水ポンプ、浄水池、受変電設備、計装設備、監視設備、管理棟、浄水処理棟、脱水機棟、室内配管、場内配管

(9) 事業の対象となる業務範囲

事業者が行う事業の範囲は次のとおりとする。また、各項目の詳細については「要求水準書（案）」に示すとおりとする。

ア 事業者が行う業務

大分類	中分類	小分類	備考
整備業務	設計業務	調査業務	測量調査、埋設物調査
		設計業務	基本設計、詳細設計、設計に伴う各種申請等の補助業務
	建設業務	土木工事	
		建築工事	
		機械設備工事	
		電気設備工事	
		工事に伴う各種許認可等の申請業務	
		各種調査業務	

イ 市が行う業務

大分類	中分類	備考
整備業務	近隣同意の取得・近隣対応	本事業の実施に関するもの
	水道事業変更認可申請	
	事業者が行う各種申請の実施支援	

(10) 関係法令等の遵守

事業者は、本事業を実施するに当たり必要とされる関係法令（法律、政令、省令、条例、規則、規程及びガイドライン等を含む）を遵守するものとする。

(11) 留意事項

本事業は、既存浄水場を運転しながら、同一敷地内プラント設備の更新及び土木・建築構造物の躯体補修工事を行う。事業の実施に当たっては、市民への安定的かつ継続的な水の確保を意識しながら工事を実施する。

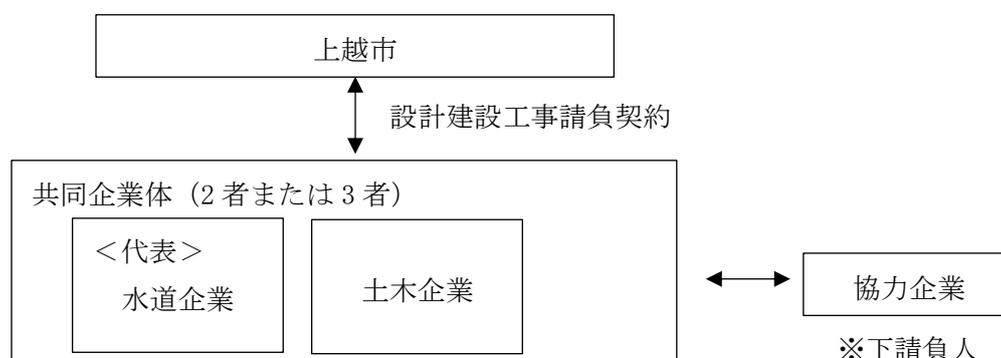
## 第2章 募集及び選定に関する事項

### 1 事業者の募集及び選定方法

本事業では、入札手続きに参加する2者または3者の企業で構成するグループ（以下「応募者」という。）が、本実施方針や入札公告に際して配布する「入札説明書」に示す参加資格要件を満たしており、かつ応募者の提案内容が、技術的観点から市の要求水準を満足することが見込める内容であることを前提として、「落札者決定基準書」に基づき落札者を決定する。なお、落札者の決定は、公平性、透明性の確保の観点から、総合評価一般競争入札により行う。

### 2 契約の形態

市は、設計・建設を担当する者（以下「事業者」という。）と本事業に係る設計建設工事請負契約を締結する。



### 3 募集及び選定の手順

#### (1) 募集及び選定スケジュール（予定）

募集及び選定スケジュールは次のとおり予定している。

内 容	日 程
① 実施方針・要求水準書（案）の公表	令和3年7月1日（木）
② 現地見学会	令和3年7月6日（火）～9日（金）
③ 実施方針等に関する質問・意見の受付期限	令和3年7月14日（水）
④ 上記質問への回答	令和3年7月26日（月）
⑤ 入札公告及び入札説明書等の公表	令和3年8月3日（火）
⑥ 現地見学会	令和3年8月5日（木）～19日（木）のうち8日間
⑦ 入札説明書等に関する質問・意見の受付期限	令和3年8月23日（月）
⑧ 上記質問への回答	令和3年9月6日（月）
⑨ 入札参加資格審査申請書類受付・結果通知	令和3年10月8日（金）・22日（金）
⑩ 技術対話の実施	令和3年11月上旬
⑪ 入札書及び提案書等の受付期限	令和4年1月21日（金）
⑫ 落札者決定及び公表	令和4年3月15日（火）
⑬ 設計建設工事請負契約の締結	令和4年3月下旬

## (2) 実施方針等に関する質問、意見の受付

本実施方針及び要求水準書(案)についての質問、意見は以下のとおり受付を行う。また、質問、意見書を提出した者に対しては個別にヒアリングを行う場合があり、その場合の日時・場所等は個別に通知する。

### ア 受付期間

本実施方針公表日から令和3年7月14日(水)午後5時 までとする

### イ 提出方法

本実施方針と同時に上越市ガス水道局ホームページに公表する別添様式(Microsoft Excel 形式)に記入のうえ、そのファイルをE-mail に添付し送付する。

#### ① 送付先

上越市ガス水道局施設整備課施設整備係

#### ② E-mail

seibi-gw@city.joetsu.lg.jp

#### ③ タイトル

「(提出者名) 実施方針等に関する質問、意見」

### ウ 到達の確認方法

質問、意見書を提出した者に対して、市が到達確認メールを返信する。

## (3) 現地見学会

本実施方針及び要求水準書(案)に関し、現地見学会を行う。

### ア 日時

日 時	7/6 (火)	7/7 (水)	7/8 (木)	7/9 (金)
① 9:00～10:00		○		○
② 10:15～11:15		○		○
③ 13:30～14:30	○	○	○	○
④ 14:45～15:45	○	○	○	○

### イ 申込方法

※斜線日時は見学を実施しない。

希望する日時を前日の午後4時までにE-mail で送付する。

#### ① 送付先

上越市ガス水道局施設整備課施設整備係

#### ② E-mail

seibi-gw@city.joetsu.lg.jp

#### ③ タイトル

「(提出者名) 現地見学会」

### ウ 実施方法

- ・見学会参加者は、本事業に応募を検討する企業とする。
- ・参加人数は各者1回当たり4人以内とし、参加回数は各者2回までとする。
- ・申込者に対して、市が到達確認として見学会日時を連絡する。
- ・同一時間帯に多数の申込があった場合、日程調整を行う。
- ・見学会は、施設の見学を主な目的とし、実施方針等の質疑応答は行わない。

## 4 参加資格要件

応募者は、次の参加要件を全て満たすものとする。

また、設計・建設業務の実施に当たっては、以下で規定する応募者の構成等はもとより、上越市内に本社がある民間事業者を積極的に活用すること。

### (1) 応募者の構成等

- ① 応募者は、入札手続きに参加する2者または3者の企業で構成するグループとする。
- ② 応募者の構成企業の中から、以下の「(2) イ (ア)共同企業体の代表者の要件」のすべての要件を満たす1者を「代表企業」として定めるとともに、当該代表企業が応募手続を行う。
- ③ 応募者の構成企業のうち代表企業以外は、以下の「(2) イ (イ)共同企業体の代表者以外の要件」の要件を満たす者とする。
- ④ 構成企業の変更は認めない。但し、特段の事情があると市が認めた場合は、この限りではない。
- ⑤ 構成企業は、他の応募者の構成企業となることはできない。
- ⑥ 構成企業が、複数の企業等で構成されるものである場合には、これらを構成するものについても他の応募者の構成企業となることはできない。
- ⑦ 同一応募者が複数の提案を行うことはできない。

※共同企業体の施工形態は、共同施工方式または分担施工方式とし、施工形態や体制等は事業者提案とする。

### (2) 応募者等の参加資格要件

#### ア 共通の参加資格要件

構成企業又は協力企業となる者は、次の各号の要件を全て満たすこと。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定する入札参加の資格制限に該当しない者であること。
- ② 本事業の入札参加資格審査申請書類の提出日から契約締結日までのいずれの日においても、上越市の規定に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- ③ 直近事業年度の法人税、法人住民税、法人事業税、消費税、地方消費税、所得税及び市税を滞納していないこと。
- ④ 次のいずれにも該当しない者であること。
  - ・ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項の規定による更生手続き開始の申立てをした者又は同条第2項の規定に基づく更生手続き開始の申立てをされた者
  - ・ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の規定による再生手続き開始の申立てをした者又は同条第2項の規定に基づく再生手続きの開始の申立てをされた者
- ⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員でないこと。
- ⑥ 本事業に係る「城山浄水場大規模改修事業発注支援業務委託」に携わった企業、又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者でないこと。なお、「資本面において関連がある者」とは、当該企業の発行済株式総数の100分の20以上の株式を有し、

又はその出資の総額の100分の20以上の出資をしている者をいい、「人事面において関連がある者」とは、当該企業の代表権を有する役員を兼ねている者をいう。なお、本事業に係る「城山浄水場大規模改修事業発注支援業務委託」に携わった企業は次のとおりである。

株式会社N J S （東京都港区芝浦1丁目1番1号）

岩本法律事務所 （東京都新宿区新宿1丁目20番14号）

- ⑦ 市が設置する本事業の事業者の選定に関する選定委員会（以下「選定委員会」という。）の委員が所属する企業でないこと。
- ⑧ 本事業の入札公告に際して配布する入札説明書、要求水準書、契約書案、落札者決定基準書等の書類（以下「入札説明書等」という。）の公表から、落札者の決定に関する公表までの期間に、本事業について市が設置する選定委員会の委員に対し、接触等の働きかけを行った者でないこと。

## イ 構成企業の参加資格要件等

応募者の構成企業は、以下の(ア)及び(イ)の各項の要件を満たす企業とする。

### (ア) 共同企業体の代表者の要件

- ① 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による水道施設工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。
- ② 令和2・3年度上越市建設工事入札参加資格の「水道施設工事」を有すること。
- ③ 入札公告の前日時点までの竣工実績として、以下に示す要件を全て満たす国内上水道事業における浄水場で新設、増設又は主たる機器の更新（簡易な修繕は含まない。）実績を有すること。
  - (a) 高速凝集沈澱設備 10,000m<sup>3</sup>/日 以上（国内工業用水道事業の実績を含む）
  - (b) 急速砂ろ過設備 10,000m<sup>3</sup>/日 以上

※ 地域要件はない。

### (イ) 共同企業体の代表者以外の要件

- ① 令和2・3年度上越市建設工事入札参加資格を有し、次のいずれかの要件を満たす企業であること。
  - ・2者の共同企業体の場合：土木一式工事の格付けが「A」の企業1者であること。
  - ・3者の共同企業体の場合：次の条件を満たす各1者とする。
    - (a) 土木一式工事の格付けが「A」であること。
    - (b) 土木一式工事、建築一式工事、機械器具設置工事、電気工事又は水道施設工事のいずれかの登録があること。ただし、土木一式工事及び建築一式工事は格付けが「A」又は「B」であること。
- ② 次のいずれかの地域要件を満たす企業であること。
  - ・2者の共同企業体の場合：上越市内に本社を有していること。
  - ・3者の共同企業体の場合：上越市内に本社又は営業所を有していること。ただし、

少なくとも1者は上越市内に本社を有していること。

#### ウ 参加資格の確認

- ① 参加資格確認基準日は入札参加資格審査申請書類提出日とする。
- ② 落札者決定日までの間に応募者の構成企業が入札参加資格要件を欠いた場合、市は当該応募者を落札者決定のための審査対象から除外する。ただし、応募者の申し出により、市がやむを得ないと認め承認した場合に限り、入札参加資格要件を欠く構成企業（ただし、代表企業を除く。）の変更ができるものとする。
- ③ 落札者決定日の翌日から契約の締結日までの間に落札者の構成企業が入札参加資格要件を欠いた場合、市は落札者決定を取り消す。この場合において、市は、落札者決定を取り消した応募者に対して一切の費用負担を負わないものとする。ただし、落札者の申し出により、市がやむを得ないと認め、承認した場合に限り、入札参加資格要件を欠く構成企業（ただし、代表企業を除く。）の変更ができるものとし、市は変更後の落札者と設計建設工事請負契約を締結できるものとする。

### 5 応募者の審査及び選定

#### (1) 選定委員会

応募者の審査は市が設置した選定委員会において実施する。

なお、構成企業が、落札者決定前までに、選定委員会の委員に対し、事業提案書の審査に関して自己の有利になる目的のための接触等の働きかけを行った場合は失格とする。

#### (2) 審査の手順及び方法

##### ア 参加資格審査

参加資格審査に当たっては、参加表明時に提出する入札参加資格審査申請書類について審査を行い、参加資格要件の具備を確認する。

##### イ 事業提案審査

事業提案審査に当たっては、あらかじめ設定した審査項目に従って、選定委員会において事業提案書類の審査を総合評価で行う。

##### ウ 審査事項

審査事項は、入札公告時に公表する落札者決定基準書に示すとおりとする。

##### エ 審査結果

審査の結果については、各応募者へ通知するほか、結果の概要、審査講評をホームページに掲載する。

## 6 落札後の手続き

### (1) 契約内容に関する協議

市と落札者は、設計建設工事請負契約の趣旨・解釈を明確化するための協議を行うものとする。

### (2) 設計建設工事請負契約の締結

市と落札者は、落札者決定後、速やかに設計建設工事請負契約を締結する。

### 第3章 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

#### 1 想定されるサービスの水準・仕様

事業者は、入札説明書等及び提案内容に基づく諸条件を踏まえて、本施設の機能（性能要件）が十分発揮できるよう、設計・建設業務を行うものとする。

#### 2 想定されるリスクの分担

##### (1) 基本的な考え方

本事業におけるリスク分担の考え方は、市と事業者が適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指そうとするものである。設計・建設業務に伴うリスクは、原則として事業者が負うものとするが、市が分担すべき合理的な理由があるリスクについては、市がリスクを負うこととする。

##### (2) 想定されるリスクの分担

市と事業者のリスク分担は、原則として「添付資料-2 リスク分担」による。

#### 3 市による事業の実施状況の監視

市は、事業者が実施する本施設の設計・建設段階における全ての業務について、監視を行う。監視の方法、内容等については、入札説明書等に定める。

また、事業者の提供する施設の設計・建設業務に係るサービスが十分に達せられない場合、市は、事業者に対して是正勧告を行い、是正策の提出・実施を求めるとともに、対価の支払額を減額することができる。

## 第4章 事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

### 1 係争事由に係る基本的な考え方

本事業の契約及び契約に付帯する事業計画の解釈について疑義が生じた場合、市と事業者は、双方誠意をもって協議するものとし、協議が整わない場合は契約に規定する具体的措置に従うものとする。

### 2 管轄裁判所

契約に関する紛争については、新潟地方裁判所高田支部を第一審の専属管轄裁判所とする。

## 第5章 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

### 1 事業者の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合

- ① 事業者の提供するサービスが、事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じた場合、市は事業者に対して改善勧告を行い、一定期間内に改善策の提出・実施を求めることができる。事業者が当該期間内に改善をすることができなかつたときは、市は、設計建設工事請負契約を解除することができる。
- ② 事業者の財務状況が著しく悪化するなどの事由により設計建設工事請負契約に基づく事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、市は、設計建設工事請負契約を解除することができる。
- ③ 前2号の規定により市が設計建設工事請負契約を解除した場合、事業者は、市に生じた損害を賠償しなければならない。

### 2 市の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合

- ① 市の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により事業の継続が困難となった場合、事業者は、設計建設工事請負契約を解除することができる。
- ② 前号の規定により事業者が設計建設工事請負契約を解除した場合、市は、事業者に生じた損害を賠償する。

### 3 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合

不可抗力その他市又は事業者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合、市及び事業者は、事業継続の可否について協議する。一定の期間内に協議が整わない場合、市は、相手方に事前に書面でその旨を通知することにより、設計建設工事請負契約を解除することができる。

### 4 その他

その他、本事業の継続が困難となった場合の措置の詳細は、設計建設工事請負契約に定める。

## 第6章 その他事業の実施に関し必要な事項

### 1 債務負担行為

本事業における予算措置は、債務負担行為を設定している。

### 2 情報提供

質問の回答や情報提供は、上越市ガス水道局ホームページで行う。

### 3 応募に伴う費用負担

応募に伴う費用は、全て応募者の負担とする。

### 4 入札の中止等

競争入札妨害又は談合行為の疑い、不正又は不誠意な行為等により入札を公正に執行できないと認められる場合、又は競争性を確保し得ないと認められる場合は、入札の執行延期、再入札公告又は入札の中止等の対処を図る場合がある。

### 5 落札者を選定しない場合

事業者の選定の過程において、入札参加者がいない等の理由により、本事業を設計・施工一括発注方式（DB方式）で実施することが適当でないと判断された場合には、入札を中止することとし、その旨を速やかに公表する。

### 6 実施方針の変更

実施方針は、公表後に事業者から受付けた質問及び意見等を踏まえ、入札公告までの間にその内容の変更を行うことがある。

変更の内容が重大で、その後の事業者選定スケジュール及び事業スケジュールに影響を及ぼすと考えられる場合には、変更後の内容及びスケジュールを公表する。

### 7 本事業に関する担当部署

上越市ガス水道局施設整備課施設整備係 山中、藤井

〒943-0807

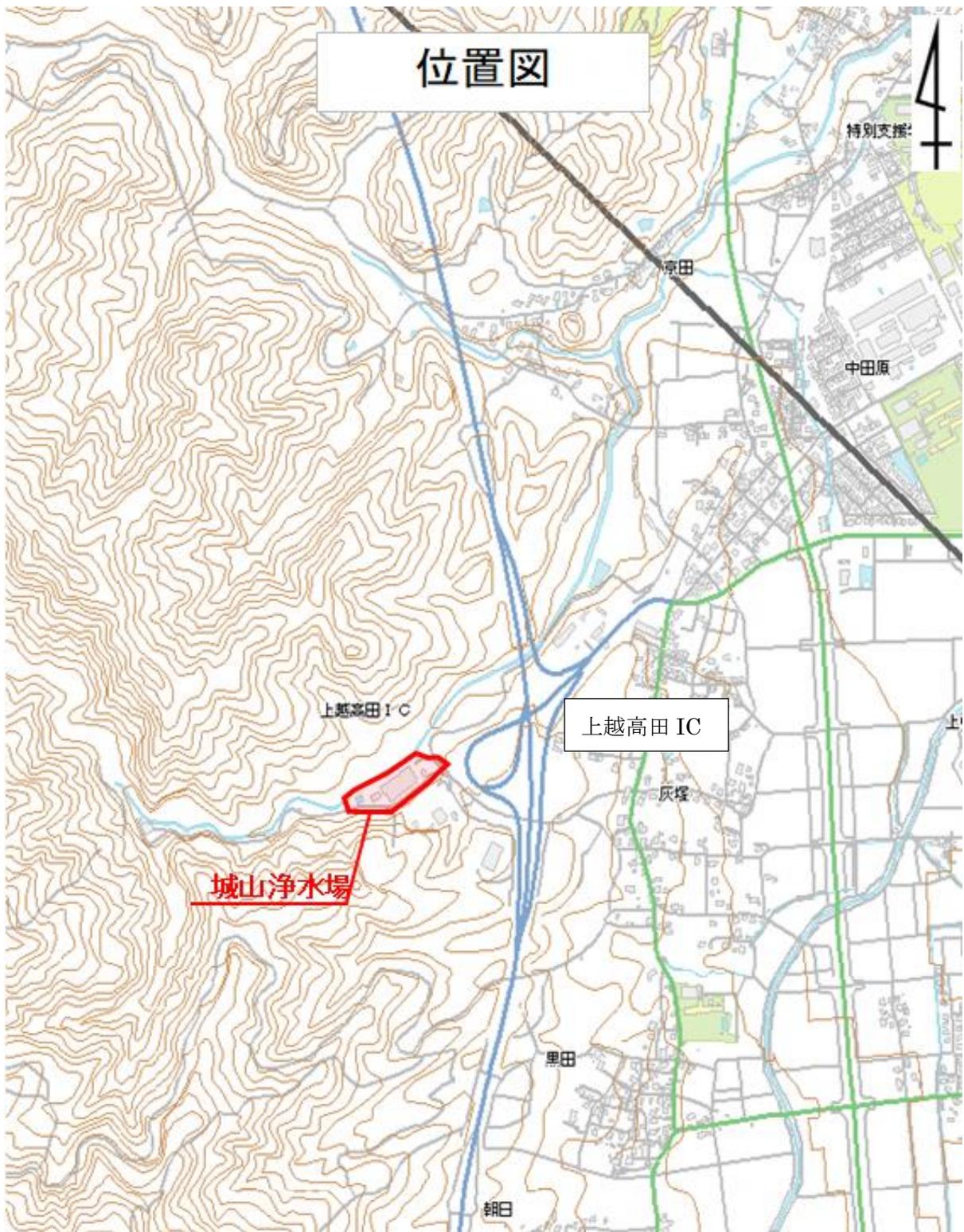
新潟県上越市春日山町3-1-63

電 話：025-522-5519 内線362

F A X：025-525-9969

Eメールアドレス：seibi-gw@city.joetsu.lg.jp

ホームページ：https://gwhp.city.joetsu.niigata.jp/



添付資料-2 リスク分担

○共通

No.	リスクの種類	リスクの内容	市	事業者
1	入札手続きリスク	入札説明書等、入札手続き等の誤り・内容の変更によるもの	○	
2	契約リスク	市の事由による契約の未締結	○	
		事業者の事由による契約の未締結		○
3	法令変更リスク	本事業に直接関連する法令・税制度等の変更等によるもの	○	
		上記以外の法令・税制度等の新設・変更に関するもの		○
4	消費税変更リスク	設計及び建設業務に係る消費税の変更によるもの	○	
5	政治リスク	政策方針の転換による事業内容の変更又は事業中止に関するもの	○	
6	行政指導リスク	行政の規制、指導による変更や遅延に関するもの	○	
7	許認可リスク	市が取得すべき許認可の取得の遅延に関するもの	○	
		上記以外の許認可の取得の遅延に関するもの		○
8	住民対応リスク	事業者が実施する業務に起因する住民反対運動、訴訟・要望に関するもの等		○
		上記以外のもの	○	
9	安全確保リスク	設計及び建設業務における安全性の確保		○
10	第三者賠償リスク	市の提示条件、指示に起因する事故等	○	
		上記以外のもの		○
11	環境リスク	事業者が行う業務に起因する環境の悪化		○
		上記以外のもの	○	
12	保険リスク	設計及び建設業務のリスクをカバーする保険		○
13	物価変動リスク	本事業に係る、インフレ・デフレ（物価変動）による費用増減（一定の範囲内）		○
		本事業に係る、インフレ・デフレ（物価変動）による費用増減（一定の範囲を超えた部分）	○	
14	応募コストリスク	本事業への応募に係る費用負担		○
15	不可抗力リスク	天災・暴動等不可抗力によるもののうち一定額以内の費用		○
		上記を超えるもの	○	
16	債務不履行リスク	市の事由による工事の中止・延期	○	
		市の事由による支払の遅延・不能によるもの	○	
		事業者の事由（事業破綻、事業放棄等）による工事の中止・延期		○

○設計段階

No.	リスクの種類	リスクの内容	市	事業者
17	測量・調査リスク	市が実施した測量、調査に関するもの	○	
		事業者が実施した測量、調査に関するもの		○
18	設計変更リスク	市の事由（提示条件の大幅な変更等）による本施設の設計等の完了遅延・設計費の増大	○	
		事業者の事由（提案の不備、履行遅れ、設計不備等）による本施設の設計等の完了遅延・設計費の増大		○

○建設段階

No.	リスクの種類	リスクの内容	市	事業者
19	用地リスク	本施設の建設に要する資材置き場、仮設道路等の確保に関するもの		○
		土壌汚染、地下埋設物（既存資料で把握及び想定不可能なもの）に関するもの	○	
		地下埋設物（既存資料で把握及び想定可能なもの）に関するもの		○
20	工事費増加リスク	市の提示条件の不備・変更に関するもの	○	
		事業者の事由によるもの		○
21	工事着工遅延リスク	市の事由による工事の着工遅延に関するもの	○	
		事業者の事由による工事の着工遅延に関するもの		○
22	工事遅延・未完工リスク	着工後の市の事由及び予見が困難な事象による工事の遅延・未完工、工事費の増大	○	
		事業者の事由による工事の遅延・未完工、工事費の増大		○
23	他事業調整リスク	市の事由により発生した他事業との調整による工事の遅延・工事費の増大	○	
		事業者の事由により発生した他事業との調整による工事の遅延・工事費の増大		○
24	試運転・性能試験リスク	試運転・性能試験（事業者実施）に要する原水の供給等に関するもの	○	
25	要求性能リスク	要求水準不適合（施工不良を含む）		○
26	工事監理リスク	工事の監理に関するもの	○	
		工事の現場管理に関するもの		○
27	引渡前損害リスク	本施設の引き渡し前に、本施設、工事材料又は建設機械器具等について生じた損害、その他工事の施工に関して生じた損害		○